

# 市民活動

## のひろば

〔特集〕

— 3・11から14年 続く警告 —  
**すべての原発を廃炉に**



キヨシノアキヒコ画

- 2 ● 柏崎刈羽原発再稼働の是非を県民投票で決める会 「世界最大の原発を再稼働させない」  
特 ● 浜岡原発の再稼働を許さない静岡県ネットワーク 「震源域の真上にある浜岡原発」  
集 ● 伊方原発をとめる会 「県民の世論と運動の力で廃炉に」  
● えねみら・とっとり(エネルギーの未来を考える会) 「原発のないふるさとを」  
● とめよう! 東海第二原発首都圏連絡会 「首都圏壊滅の恐れのある原発」  
14 <おたよりありがとう①>〈大学生の227号感想〉  
17 連載<ちゃぶちゃぶ雑記> ⑨イヤイヤ期奮闘記 庄司沙絵  
18 リレー連載<6.15とわたし> ⑥加藤克子 「反安保・反基地の行動は続く」  
20 連載<虫めがね86>ハラビロカマキリの卵のう「出てくるのはまだ少し先」柴田紀子  
<おたよりありがとう②>〈まどべ〉〈ありがと〉／別冊〈情報編〉14頁

# 県民の世論と運動の力で廃炉に

3月5日(広島)、18日(松山)運転差止訴訟に注目を

## 伊方原発をとめる会

◆四国4県、1800人の会員・支援者

伊方原発をとめる会(事務局長・須藤昭男)は、愛媛県松山市内に事務所がある市民団体です。松山市から50〜60キロの佐田岬半島に位置する四国電力伊方原子力発電所をとめること、自然エネルギーへの転換をはかることを目的としています。四国4県の

他、全国の個人・団体合わせて約1800人の会員・支援者によつて支えられています。

伊方原発をとめるために、第1は、国策を原発から自然エネルギーに転換すること、第2は、愛媛県知事や伊方町長が稼働に同意しないこと、第3は、裁判所の稼働停止の判決、第4は、四国電力自身が原発をとめ、廃炉

を決定すること、その鍵は、主権者である県民の世論と運動の力だという確信のもと、さまざま活動を続けています。

◆次の世代に負の財産を背負わせない

「東京電力福島第1原子力発電所の事故は、人間が制御しきれない原発の実態を示しました。今も事故の収束に至らず、膨大な被害と深刻な影響が進行しています。原発と人類は共存できないということが明白になりました。」

政府や東電の責任はとてつもなく重いです。しかしながら、事故を起こした現実を許してきた私たちの責任でもあります。だから今に生きる者の責務として、更には、これ



から生まれてくる命の為に、『負の遺産』を背負わせることは出来ないということが、私たちの原発に反対する『運動の原点』です。福島での事故を風化させず、原発をとめ、自然エネルギーへの転換を国民的合意としてようではありませんか。私たち一人ひとりが、立ち上がることによって日本を変え、世界を変えることができます。微力だが無力ではありません。大切な『いのち』を次の世代

に引き継ぐ為に声を上げましょう」

これは会の設立に尽力された草薙順一弁護士と言葉です。愛媛県で数々の住民訴訟に携われた草薙弁護士が、2011年5月から愛媛県内の労働組合、政党、「原発さよなら四国ネットワーク」、「伊方原発プルサーマル計画中止を求める県民共同の会」などの市民団体、弁護士、宗教者、市民運動に関わっている人たちに声をかけ、6月から7回の準備会、3回の弁護士準備会議と学習会を重ね、その年の11月3日、伊方原発をとめる会は誕生しました。

#### ◆「伊方原発運転差止訴訟」提訴から14年

2011年12月8日、300人の原告が四国電力を相手に伊方原発の運転差止を求めて松山地裁に提訴しました。22年に第6次提訴を行い、原告総数は1502人です。四国内の全市町村ばかりでなく、福島からの避難者、広島・長崎の被爆者のみなさん、早坂暁、片山恭一、アーサー・ビナードさんなど著名な方たちも原告に加わっています。また、16年に1号炉、18年に2号炉の廃炉が決まり、現在は3号炉のみが対象となっています。その判決日が迫っています。

#### ◆3月18日松山地裁判決前に一斉行動展開中

裁判の主な争点は、地震・火山(阿蘇の巨大噴火の可能性)・シビアアクシデント(重大事故)対策・避難計画などです。どの争点においても法廷内の審理では、住民側の主張・立証が四国電力を圧倒していました。良識のある裁判官なら下す判断は、原告勝訴しかありません。裁判所が本来の使命を果たして、運転差止の判決が出されることを願っています。

判決を前にして、四国4県(愛媛、香川、高知、徳島)の会員や原告が中心になって、それぞれの地で横断幕「地震はとめられない。でも、原発はとめられる!」や裁判の争点や経過を簡略に説明したチラシ「地震列島に原発はいらない!!」を使って、伊方原発の廃炉を訴えています。

#### ◆四国電力は四面楚歌・3月5日は広島地裁

実は、伊方原発運転差止訴訟は立地県の松山地裁ばかりでなく、原発を囲む他の3県の住民たちからも提訴されています。つまり被告・四国電力は4つの県の住民らから訴訟を起こされて四面楚歌状態です。松山地裁提訴の次に、広島地裁(16年3月11日提訴)、大分

地裁（16年9月28日提訴）、山口地裁岩国支部（17年12月27日提訴）と続きました。

この中で、大分裁判は昨24年3月7日に不当判決を

受け福岡高裁で控訴審中です。

そして、3月5日に広島地裁での判決があり、それに続いて3月18日には松山地裁での判決という山場を迎えています。

◆学習会・広報・署名・請願…廃炉に向けて

①講演会、集会、学習会を通して、伊方原発の危険性を市民に広く知ってもらおう活動を行っています。

この14年間に、学者、文化人、研究者、原発技術者、弁護士、ジャーナリスト、市民運動の方など多士済々の方々を講師にお招きして、学習会や講演会を積み重ねてきました。

地元松山では、毎月第1水曜日の街頭行動



「市駅前定例アクション」を続けています。12年から毎年3月11日に集会・デモを行い、13年には再稼働阻止のための大集会を開催、全国から8000人の参加がありました。その他、伊方原発ゲート前での行動、伊方町・八幡浜市内でのチラシポスティングなどを行っています。

②『伊方原発をとめる会ニュース』や、ウェブページを通して、会員・支援者に情報を伝えています。

ニュースは11年以來、年4回発行を基本としています。この2月末に第50号を発行予定です。

「伊方原発をとめる会」の公式ウェブページでこれまでの裁判の資料や活動の様子を見ていただけます。

③署名活動、議会への請願、知事への申し入れを継続して行っています。

署名活動に3度取組み、総数45万6322筆の署名を愛媛県知事に提出しました。13年～14年には経済産業省、原子力規制委員会への要請行動、国会での院内集会を行いました。14年2月には、四国の95市町村議会すべてに陳情・請願を実施しました。

四国電力や知事への申し入れ、県議会への請願を繰り返し続けていますが、現在は、愛

媛県内20市町の議会（一部は首長）へ、「憲法13条に示される、住民の生命、自由及び幸福追求権が侵害されないよう、知事に伊方原発稼働同意の撤回を求める」請願（陳情）に取り組んでいます。

◆「福島をくり返さない」ために継続を

福島原発事故後から14年が経過し、「原発神話」が復活、政府の第7次エネルギー基本計画案では「可能な限り原発依存度の低減」の文言を削除、原発を「最大限活用」と、脱原発とは真逆の方向です。が、私たちは「福島をくり返すな、福島を忘れるな、伊方原発は廃炉に！」と闘いを続けます。

勝訴しても敗訴しても高松高裁での控訴審は必至。今、とめる会事務局はその準備中です。全国の皆様の暖かい応援を心よりお願いいたします。

（文責）事務局：泉京子・奥田恭子

【問合せ】愛媛県松山市中央2-23-1

平岡ビル201 伊方原発をとめる会

tel:089-948-9990/fax:089-948-9991

Email: ikata-tomeru@nifty.com

https://www.ikata-tomeru.jp/

カンパ振込先：「伊方原発をとめる会」

郵便振替 □座番01610-9-108485